

改正

平成20年 4 月 1 日規則第11号

平成26年 3 月31日規則第14号

平成27年 3 月31日規則第14号

平成30年 9 月28日規則第33号

令和 4 年12月 9 日規則第45号

令和 7 年 7 月23日規則第31号

浜田市建設工事等の入札及び契約に関する情報の公表規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき、浜田市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項の建設工事をいう。以下「工事」という。）並びに測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務（以下これらを「業務」という。）に係る入札及び契約に関する情報の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札及び契約に関する情報)

第 2 条 この規則において「入札及び契約に関する情報」とは、次に掲げる事項をいう。

- (1) 毎年度において発注が見込まれる工事（予定価格が200万円を超えるものに限る。）及び業務（予定価格が100万円を超えるものに限る。）に関する事項
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項に規定する一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する資格を有する者の名簿
- (3) 発注する工事及び業務における競争入札に参加する者の商号又は名称、代表者名、住所及び指名理由
- (4) 発注した工事及び業務の競争入札の経緯、最終入札結果及び契約内容
- (5) 発注した工事及び業務の予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）及び積算内訳を記載した書類

(公表方法及び場所)

第 3 条 入札及び契約に関する情報の公表は、閲覧に供し、又はホームページに掲載することにより行うものとする。

2 閲覧に供する場所は、契約管理課に設置するものとする。

(閲覧の期間等)

第 4 条 入札及び契約に関する情報を閲覧に供する期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 第2条第1号に掲げる事項 毎年度 4 月 1 日以後遅滞なく当該年度 3 月31日までの間。ただし、当該事項に変更があるときは、変更後の事項を10月 1 日を目途として、当該年度の 3 月31日までの間
- (2) 第2条第2号に掲げる名簿 浜田市建設工事等競争入札参加者選定要領（平成17年浜田市訓令第22号）第11条各号に規定する期間
- (3) 第2条第3号に掲げる事項 落札決定後の情報の公表の日から当該日の属する会計年度の翌々年度の 4 月30日まで

(4) 第2条第4号に掲げる事項 落札決定後の情報の公表の日（契約金額の変更を伴う変更契約を行った場合は当該内容を公表した日）から当該日の属する会計年度の翌々年度の4月30日まで

(5) 第2条第5号に掲げる事項 当該建設工事等の契約締結後の情報の公表の日から当該日の属する会計年度の翌々年度の4月30日まで

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(予定価格の事前公表)

- 2 第4条第5号の規定にかかわらず、工事については、当分の間、当該競争入札を執行する前に予定価格を公表することができる。

附 則（平成20年4月1日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第14号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第14号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月28日規則第33号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和4年12月9日規則第45号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則を附則第1項とし、同項に見出しを付し、附則に見出し及び1項を加える改正規定及び次項の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の附則第2項の規定は、令和5年4月1日以後に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札について適用し、同日前に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則（令和7年7月23日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。